

専決処分について（東麻布二丁目公共施設整備工事請負契約の変更）

本件は、東麻布二丁目公共施設整備工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和7年4月1日

【変更内容】

○契約金額 30億7,457万8,900円
 → 31億6,466万9,000円
 （9,009万100円増額します。）

【変更理由】

昇降機設備工事単独で専任の監理技術者等を配置できないことにより入札が不調になることが想定されることから、昇降機設備工事を新築工事に含めることとしたため

【契約の相手方】

港区芝五丁目6番1号
奥村・三木・八千代・三晃・大建
異業種建設共同企業体

○当初契約を議決した議会
令和6年第2回定例会

【工事場所】

